

令和7年度 愛荘町地域資源を活用した観光周遊企画業務委託 仕様書

1. 業務の目的

愛荘町は鈴鹿山系からの清らかな水と自然に恵まれ、中山道の宿場町、近江商人の活躍などいくつもの要素が作用しあい、麻織物、発酵文化、和菓子などの手仕事産業（技）が発展したまちです。とりわけ宿場町として発展した中山道愛知川宿には江戸時代に「一溪茶（いっけいちゃ）」という煎茶が有名で、茶屋やお菓子屋が立ち並んでおり、今もその名残があります。

現在、愛荘を“知る”（観光客が愛荘町を知る）ことを推進するために、「スイーツ」を愛荘町の新たな地域ブランドとして醸成を図ってきたところであります。

また、自転車活用を通じて周遊イベントを実施してきましたが、ウォーキングもウェルネスツーリズム（運動等を手段として、健康増進を推進している観光）に含まれ、今後観光として盛り上がっていくと経済産業省で推測されています。【出典：令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業（国内外での健康経営の普及促進に係る調査） 有限責任監査法人トーマツ】

このことから、外部人材と協力し、「スイーツ」「観光周遊ルート」「健康増進」を掛け合わせた観光周遊企画の実施を通じて、地域資源の魅力を発信し、愛荘町の来訪者を増やすことを目的として、本事業を実施します。

2. 業務の名称

令和7年度 愛荘町地域を活用した観光周遊企画業務委託

3. 契約者

愛荘町長 有村 国知

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月10日まで

5. 履行場所

愛荘町内

6. 業務に係る委託上限額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7. 業務内容

以下記載のとおりとし、企画提案競争での企画提案書を基本とするが、愛荘町と打合せのうえ、企画提案書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

① 愛荘町の観光資源を活用した観光周遊企画の実施

以下の2つのイベントを企画提案すること。

イ 愛荘町全域をフィールドとしたロゲイニングの手法を用いたイベントの開催

- ・イベント参加者の移動方法は自転車に限らず、徒歩や自動車等の移動手段も可能とする。
- ・徒歩の参加者が、ロゲイニングで設定される基準点に到達できるような設定を反映させること。
- ・企画調整を行うにあたり関係者を寄せての実行委員会運営を行うこと。実行委員には、スイーツ・ウェルネスビーイングの啓発、中小企業振興、観光振興等の様々な分野から町と協議のうえ選定すること。実行委員に対して報償費を支払う場合は、委託料の中で対応すること。
- ・イベント等の開催時期やイベント名は、町や実行委員会との協議を踏まえて決定すること。なお、イベントの開催日数は1日もしくは2日間とし、参加者は1組4名までの50組前後を想定すること。
- ・当初予定日が荒天により開催できない時は、予備日を設けて実施すること。その予備日に開催できない場合は、事務局と協議すること。
- ・イベント開催にあたり、イベント参加者用のレンタサイクルの手配、各種交通安全講習の開催、当日自転車等の不具合等への応急措置対応等の適切な運営を実施すること。
- ・イベントの企画にあたっては、過去に実施した「愛荘スイーツライド2022」、「愛荘スイーツライド2023」、「愛荘スイーツライド2024」および観光周遊ルート（ウォーキング・サイクリング・ドライブコース）等を参考に周遊コースのサンプルを提示すること。
- ・イベントを開催するにあたり、参加者の増加および愛荘町の地域資源の魅力を発信・拡散する方法を企画すること。
- ・イベントを開催するにあたり、参加するスイーツ提供店（飲食店でスイーツを提供できる店舗も含む）によるスイーツの商品開発を促す仕組みの構築に努めること。
- ・幅広い世代が参加できるよう、デジタル媒体およびアナログ媒体を活用して、応募方法や参加基準についての障壁を除くこと。
- ・町内に数か所の試食・休憩スポットを自ら設置すること。
- ・中山道は道幅が狭いことから、安全面を確保するために、駐車場を設け、自動車の通行は避けること。
- ・イベントの開催にあたり、スタート・ゴール地点の確保、チェックポイントとなる自然ポイント、スイーツ提供店等の募集、試食・休憩スポットの確保、試食提供者の選定や協力要請・企画調整を行うこと。
- ・スイーツ提供店については、試食品を提供してもらうこと。
- ・チェックポイントについては地域資源を活用し、本町の魅力と現状を知ることができるものをメインとする。
- ・イベント参加者以外にもイベントを楽しめるよう、既存イベント等を活用して、賑わいの創出をすること。
- ・イベント参加者数の増加および満足度を高める工夫をすること。
- ・イベント開催にあたっては、参加者等の安全に配慮した運営を行い、適切な保険に加入すること。
- ・イベント予定日は10月に設定すること。なお、予備日等は別とする。

- ・参加者の声を徴収するため、アンケート等を実施すること。また、移住定住および関係人口創出の項目を加えること。
- ・町で設定した景品を手配、準備および当選者に配布すること。

ロ 町内周遊スタンプラリーイベントの開催

- ・景品の発送業務を除く企画運営、広報、スタンプ・台紙の作成、抽選業務等スタンプラリーの実施に係る全ての業務とする。
- ・企画調整を行うにあたり関係者を寄せての実行委員会運営を行うこと。実行委員には、スイーツ・ウェルネスビーイングの啓発、中小企業振興、観光振興等の様々な分野から町と協議のうえ選定すること。実行委員に対して報償費を支払う場合は、委託料の中で対応すること。本実行委員と上記、愛荘町全域をフィールドとしたサイクルロゲイニングの手法を用いたイベントの開催の実行委員を兼ねることは妨げない。
- ・イベント等の開催時期やイベント名は、町や実行委員会との協議を踏まえて決定すること。なお、イベントの開催日数は3か月以内とする。
- ・イベントの企画にあたっては、過去に実施した「愛荘町スイーツライド2022」、「愛荘町スイーツライド2023」、「愛荘町スイーツライド2024」、「愛荘デジタルスタンプラリー」および観光周遊ルート（ウォーキング・サイクリング・ドライブコース）等を参考に実行委員会にてコース設定すること。また「愛荘町新名物コンテスト」の受賞作品で素材とされた町内産食材（はたしょうの山芋、ブルーベリー、レモン、さつま芋、生姜、野菜等）を活用したスイーツ提供店をコースに盛り込むこと。なお、受賞レシピの提供を行う。
- ・イベントを開催するにあたり、愛荘町の魅力を発信・拡散する方法を企画すること。
- ・周遊イベント開催にあたり、商品開発を促す仕組みの構築に努めること。
- ・イベント参加者およびスイーツ提供店の声を徴収するため、アンケート等を実施すること。
- ・町で設定した景品を手配、準備および当選者に送付手続きをすること。

② イベント等にかかる広報・募集の実施

- ・受託者の責任において参加者を集めること。スイーツ提供店および自然スポットの募集については、前回参加事業者および前回不参加事業者を受託者で対応すること。
- ・実施する企画については、参加者が前回よりも増えるような効果的な広報宣伝に努めなければならない。また、インスタグラムといったSNS広告およびインスタグラマーを活用すること。なお、町が持つ広報媒体も有効活用して広報宣伝すること。
- ・町の広報媒体としては、町広報紙、町ホームページ、町観光サイト、町公式フェイスブック、町公式LINEのほか、彦根記者クラブ加入報道機関等へのプレス提供、各自治会へのチラシ回覧等がある。
- ・広報・募集を行う際は、事前に町の承認を得ること。
- ・広報・募集にあたり、本町が所持する写真が必要な場合は、データ（JPEG形式）で提供を行う。

- ・連携する既存イベント等の参加促進に効果的と思われる広報を実施すること。
- ・開催日時、集合場所、開催場所、参加人数、参加費用、参加方法およびチラシのデザインを最初の実行委員会で決定し、8月までに1度広く周知すること。なお、募集は8月から開始するよう努めること。
- ・参加するスイーツ提供店に利用方法のポスターを張り付ける等といった、わかりやすい利用案内などの周知をすること。

8. 打ち合わせ・協議

- ・方針・業務内容・スケジュール等業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として愛荘町内で実施する。また、打ち合わせを行った際や実行委員会での協議結果はその内容について議事録（要点議事録および逐次議事録）を作成し、委託者から要点議事録の承認を受けること。
- ・実行委員会を開催する2週間前に会議資料案で打ち合わせを行い、事務局に承認を得たうえで、開催1週間前に会議資料を各委員に送付すること。

9. 書類等の提出

契約締結後、着手時に着手届、工程表、業務実施体制を記した現場代理人等届（総括責任者1名、実務担当者1名以上配置のこと）を、完了時に完了届と実施結果報告書（事業実績報告書、企画参加者名簿〔氏名・居住地・性別・年齢等〕、イベント開催が分かる記録写真、広報宣伝資料・方法、安全実施対策、参加者アンケート結果、スイーツ提供店アンケート、イベント情報等拡散結果は必須とする）、チラシおよびマップ等のデータ、決算報告書、支出内容が分かる領収証等の関係書類を、検査完了後には目的物引渡書を遅延なく提出すること。

10. 資料等の貸与および返還

- ・業務の遂行において必要となる図書等の資料は貸与する。また、貸与した図書等の資料は必要がなくなった場合は、直ちに返還するものとする。

11. 事故・トラブル時の対応

- ・周遊イベント等で事故・トラブルがあった場合は、委託料の範囲内で加入する保険の範囲内で対応するほか、受託者の責任において対応するものとし、愛荘町は責任を負わない。
- ・参加者には、あらかじめ事故・トラブル時の対応について事前に同意を得ておくこと。

12. 留意事項

- ・本委託業務内で購入した物品の所有権は愛荘町に帰属する。
- ・本町所有以外の写真を使用する場合は、別途協議すること。その際、著作権や肖像権の取り扱いに十分留意すること。
- ・個人情報の取り扱いは十分留意すること。また、本委託業務実施により知り得た事項を第三者に漏えいし、または開示してはならない。このことは、本業務終了後においても

同様とする。

- ・本委託業務にかかる成果物の著作権は、すべて愛荘町に帰属する。
- ・本委託業務の実施に当たっては、関係する諸法令規則を遵守すること。
- ・本委託業務を円滑に処理するため、着手前および本業務の処理状況に応じた適切な時期に、町担当者と十分な打ち合わせを実施し、細部について調整等を行うこと。
- ・受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。但し、業務を効果的・効率的に行ううえで必要と思われる業務については、愛荘町の承認のうえで、業務の一部を委託することができる。
- ・支払は精算払とする。
- ・委託業務に要した経費が委託料の額に満たないときは精算額をもって委託料とする。また必要経費に応じて参加費等を徴収することとし、委託業務に要した経費から参加費等を差し引いた額を委託料とする。
- ・この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合については、必要に応じて当事者間で協議してこれを定めるものとする。
- ・スイーツを提供してもらう町内参画店舗を17店舗以上集めること。なお、前回参加事業者は17店舗となる。

13. 問い合わせ先

愛荘町商工観光課（愛荘町役場本庁舎1階） 担当：高島田

〒529-1380

住 所：滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地

電 話：0749-42-8017

FAX：0749-42-6090

E-mail：shoko@town.aisho.lg.jp